

# 災害時等における施設利用の 協力に関する協定書

石 狩 市

株式会社ダイナム



# 災害時等における施設利用の協力に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、石狩市域で地震、風水害等による災害（以下「災害時等」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合の施設の利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、石狩市内において災害時等に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する市民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

## （協力内容）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。甲は、本協定に基づき、乙の駐車場を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所に指定するとともに、災害時等の一時的な避難場所（以下「避難場所」という。）として位置付け、市民に周知する。

施設名称	株式会社 ダイナム 石狩店
所在地	北海道石狩市新港南2丁目729番1
所有者	株式会社 ダイナム
構造等	木造構造
建築年	平成11年2月10日（店舗設立日）
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の避難場所として甲に提供すること。

（2）車中泊者を含む避難者（以下「避難者」という。）に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

## （要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対し施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えたうえで、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難者が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又は棄損した場合（原因者が不明な場合を含む）には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得たうえで、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制等についての意見交換を行い災害時等に備えるものとする。なお、連絡体制については連絡体制表（様式第3号）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

2 甲と乙は、災害時等において被災地域や被災者の状況等について情報交換を行うものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する避難者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他の備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の期間満了日の30日前までに、甲、乙、いずれからも申し出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
石狩市長 加藤 龍幸

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5  
株式会社ダイナム  
代表取締役 保坂 明

様式第1号（第3号関係）

**緊急・重要**

年 月 日

株式会社ダイナム 様

石狩市長

### 施設利用等要請書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	
内 容	・一時避難場所としての施設利用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

様式第2号（第10号関係）

年 月 日

株式会社ダイナム 様

石狩市長

### 施設利用等終了連絡書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第10条の規定により、下記のとおり、施設利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	・一時避難場所としての施設利用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

## 連絡体制表

甲：石狩市

		連絡先		
①	職氏名	総務部危機対策課長 青木 祐一郎	TEL	0133-72-3190
			FAX	0133-75-2275
			E-mail	kiki@city.ishikari.hokkaido.jp
②	職氏名	総務部危機対策課主査 鵜沼 雄一	TEL	0133-72-3190
			FAX	0133-75-2275
			E-mail	kiki@city.ishikari.hokkaido.jp
③	職氏名	総務部危機対策課主事 麻柄 周平	TEL	0133-72-3190
			FAX	0133-75-2275
			E-mail	kiki@city.ishikari.hokkaido.jp
④	職氏名	総務部危機対策課主事 箭内 瑛斗	TEL	0133-72-3190
			FAX	0133-75-2275
			E-mail	kiki@city.ishikari.hokkaido.jp

乙：株式会社ダイナム

		連絡先		
①	職氏名	ダイナム石狩店	TEL	0133-64-0168
			FAX	0133-64-0171
			E-mail	なし
②	職氏名	ストアマネジャー 奥井 大樹	TEL	080-6859-6068
			FAX	なし
			E-mail	daiki_okui@dynam.co.jp
③	職氏名	店舗業務用携帯	TEL	080-9866-4670
			FAX	なし
			E-mail	なし
④	職氏名	地域共生担当 河田 浩樹	TEL	070-2480-0396
			FAX	011-887-5773
			E-mail	hiroki_kawata@dynam.co.jp